

令和7年度 上峰町教育施設利用のご案内



問い合わせ先 〒849-0123 上峰町大字坊所 383 番地 1

上峰町役場 住民課子育て支援係 (TEL 0952-52-7412)

満3歳以上のこどもが就学前まで教育施設を利用するとき、幼児教育・保育の無償化による給付を受けるためには、事前に上峰町から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

内容をよく読んでお申込みください。

▼認定区分と利用できる施設

支給認定区分		内容	利用できる施設
教育認定(ア)	1号認定	満3歳以上のこどもで、教育を希望する	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
		満3歳以上のこどもで、教育を希望し、預かり保育を必要とする	
保育認定(ウ)	2号認定	満3歳以上のこどもで、保護者の就労、疾病等により保育を必要とする	認可保育所 認定こども園(保育園部分)
	3号認定	3歳未満のこどもで、上記同様保育を必要とする	認可保育所 認定こども園(保育園部分) 地域型保育施設

※教育時間の前後にも、ほとんどの園で預かり保育があります。

施設ごとに開始・終了時間(延長保育含む)枠を設定していますので、施設へご確認の上、入所申込の施設を希望してください。

※申込前に、こどもと一緒に入園説明会や園庭開放に参加し、施設の環境や保育内容、自宅等から施設への送迎ルートの確認をお願いします。

令和7年度年齢早見表(入所調整は4月1日時点の年齢で行います。)

4月1日の年齢	生年月日
満3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (3歳となった翌月から入園可能)
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日

様式がダウンロードできます。

上峰町ホームページ⇒令和7年度教育施設の利用申し込みについて

▼URL <https://www.town.kamimine.lg.jp/kiji003631/index.html>

▼QRコード

